

【税金や保険料等の支払い猶予等をしてほしい】

支援策の名称	13 地方税の特別措置
支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、軽自動車税など)について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長されます。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問合せ先	財務部税務課 024-575-1138

【被災地での健康を守るための一メモ】

●病気の予防について

～感染症の流行を防ぐ 2～

下痢や嘔吐などの症状がある方は、脱水にならないよう水分補給を心がけましょう。また、周囲に感染を広げないように、手洗いを徹底してください。

これらの症状がある方は、できるだけ速やかに医師の診察を受けてください。可能であれば入院を含む医療機関外での療養を避けましょう。

また、けがをした場合には、そこから破傷風に感染するおそれがあります。土などで汚れた傷を放置せず、医療機関で手当を受けるようにしてください。